

平成26年度第2回天童市教育委員会協議会について（報告）

日 時 平成26年 5年 8日（水） 午前10時05分
場 所 教育委員会 第一会議室

< 協議事項 >

(1) 天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査委員会設置要綱の見直しについて

委員長：それでは第2回目の教育委員会協議会を始めます。今回の事案は、調査委員会設置要綱の見直しについてです。

事務局：4月11日に調査委員会の設置要綱に係るご遺族代理人案が示されたのを受けて、4月24日にご遺族側と協議を行いました。協議では、こちらで示した条文が部分的に納得できない、変えてほしいなどのお話がありましたので、その部分について協議をお願いいたします。また、教育委員会で十分議論されたものを提案してほしいこと、次回の協議の場を速やかに設定し、なるべく早く要綱を完成し、調査委員会を立ち上げてほしいとの要望がありました。その後大きく要望等が変わっていることはありません。

委員：先ほど、ご遺族から、事務局体制と人数、アンケートの開示、調査委員会設置要綱について話がありましたが、事務局体制について教育委員会以外に置くよう強く要望されたが。

事務局：事務局体制については、現在文部科学省に回答を求めているところです。

委員長：教育委員会以外に事務局を置いた場合、責任の所在が離れてしまい問題があるのではないかと思う。設置要綱自体も教育委員会が主体で構成されているので、事務局も教育委員会に置き、責任を持ってやりますということだと理解しているのだが。

委員：先ほどのご遺族の話では、事務局の件が第一であったように思う。教育委員会以外に置いた場合、実務上調査が進むのかどうか懸念されるが、ご遺族の意向は単なる事務連絡をするようなシステムにしてくださいという趣旨ではないかと思ったのだが。

委員：教育委員会と教育委員会事務局、教育長・教育委員という制度が分かりづらいこともあるのではないか。

委員長：どういう制度で、それぞれどういう機能を持ってやっているか、仕事の内容なども理解していただく必要があるのではないか。どうしても理解がかみ合わないため、ちぐはぐなところが出てきてしまっているのではないか。現在、文部科学省に問い合わせをしている段階である。その結果、教育委員会に置くことが基本という回答であれば、国が作った法律に基づいてやっていくということを理解して

いただくしかないのではないか。それでも理解いただけない場合は、また検討するしかない。現時点では、文部科学省からの結果を待つしかない。

委員：事務局を教育委員会以外に置いた場合、調査が先に進まないのは事実でしょうから、補助的な事務を教育委員会がしたとしてもスムーズに進めることは難しいと思う。

委員：文部科学省からの回答を待って、それを反映させた要綱を示した方がいいと思う。教育委員会側からの理由づけだけだと教育委員会が意図的に作ったのではと誤解されかねない。

委員：事務局を教育委員会以外に置いた場合、弊害が出てくることを理解してもらうこと、解釈が違ふとそこが溝となってしまうので、信頼を得る努力を続けていく必要がある。

委員長：責任の明確化からすると、事務局を教育委員会に置いて調査しなければ責任が持てなくなる。事務局に疑問等があれば、その改善を図るよう努めますということを理解してもらうしかないのではないか。

委員：教育委員会以外に設置した場合、責任がなくなってしまう。資料だけ出せばいいことになってしまう。責任を果たすことにはならない。

委員：調査委員を県内外から人選してと話していたが、問題はないのか。

委員：問題はない。

委員：人数が6人程度になっているが、具体的な職能団体は出ているのか。

事務局：4月24日の協議で、要綱には学識経験者・弁護士・医師等5項目を示しています。

委員：その項目に挙げられている職能団体へ推薦依頼を出した場合には、推薦いただいた方については受けていただけますね、という確約は取っておく必要があるのではないか。

委員長：調査委員の話になっているが、その前に、事務局設置について意見をまとめたい。文部科学省の考え方に沿って進めていきたいということ。責任を持って進めていくためには、教育委員会に置いた方がいいという判断に立ったこと。教育委員会に事務局を置いた場合に、ご遺族に配慮しなければならないことがあるとすれば、改善を図っていく努力をする。というのが、これまでの総意ではないか。

委員：決定する調査委員会には、事務局は入らない訳ですね。

事務局：事務的な整理を行います、協議には加わりません。

委員：あくまで資料提出や連絡等は行うが、最終的に決定するのは調査委員であって、事務局は運営だけになる訳ということですね。

事務局：はい。

委員長：第三者委員会の事務局体制を教育委員会に置くとしたときに、教育委員会の職員の他に総務課の職員に入ってもらおうというのは可能なのか。

教育長：大津市では市長部局に置いたということがあり、どうして天童市で

は置けないのかご遺族は納得できないのだと思う。ただ、その時は法律がまだ出来ていなかったので市独自の判断で置けたのだが、今は法律が出来ているので状況が違っている。

委員：文部科学省の回答が遺族の意向に沿っていない場合は、それに従って考えなければならないし、どっちでもいいという返答だった場合は、設置場所を移すということも考えておかなければならない。

教育長：いろいろ意見があったが、事務局体制については、文部科学省からの回答をもらったうえで進めるようにしてはどうか。

委員長：それでよろしいか。

委員：賛成。

委員長：続いて、要綱（案）についてお願いします。

事務局：（4月24日に行った協議内容について、資料に従い説明する。）

第3条1項、第8条1項、第8条2項、第9条1項、第10条3項、第10条4項、第11条1項

教育長：第3条1項の調査委員会の人数を6人にした場合、第1項から第5項までの職能団体は。

事務局：現在、ご遺族に提案している方が、弁護士、医師、PTAの代表、人権擁護委員の方々です。医師についてはご納得いただいておりますので、残るのは、専門知識を持つ大学の先生と臨床心理士ということになります。（資料に従い説明する。）

第3条2項、第6条3項、第6条4項、第10条4項（遺族側提案）

委員長：事務局から変更点を再確認してもらいながら、委員の皆さんから質問・ご意見をいただきたい。

事務局：調査員の人数について、「6人以内」を「6人程度」か「6人」にするかどうかですが。

委員長：「以内」とした場合、欠員が出た場合補充しなければならなくなるのではないか。

事務局：ご遺族代理人案は、5人から7人と考えているため「6人程度」としているようです。「6人以内」としても、4人に限定するものではありません。

委員：人数が多くなると、日程調整等の手続きが大変になり、早く進まなくなるのではないか。

委員長：では、調査員は「6人以内」とすることでよろしいか。

委員：賛成。

事務局：第3条2項に、ご遺族代理人案にある「加害生徒」を入れるかどうかですが。

教育長：本件学校の中に全て含まれると考えてどうなのか。

委員長：ご遺族の心情をできるだけ組み込み、また、条文の表現に問題がなければ入れてもいいと思うのだが。

委員：もっと広い範囲で、利害のある方を排除するために学校という大き

な枠にしたということではないか。

委員長：内容が同じであれば、入れることでよろしいか。

委員：賛成。

事務局：第6条4項の「出席した委員の」を削除してはいかがかということについてです。

委員：内容は同じことなので、削除してもいいのではないか。

委員長：それでよろしいか。

委員：賛成。

事務局：第8条1項の「予算の範囲内で」を削除してはいかがかということについてです。

委員長：意見ありませんか。

委員：賛成。

事務局：第8条2項の「全委員の」を代理人案の「調査委員の」にしてはということについてです。

委員長：よろしいですか。

委員：賛成。

事務局：第9条の「意見を聴取することができる。」を代理人案の「しなければならぬ。」にしてはということについてです。

委員：賛成。

委員長：続いてお願いします。

事務局：第10条2項を代理人案の4項にしてはということについてです。

委員長：よろしいですか。

委員：賛成。

事務局：第10条3項の「報告することが望ましい。」を「報告するものとする。」にしてはということです。もう1点は、「定期的に」と「適宜」をどうするかということについてです。

委員：どうして「適宜」ではだめだったのか。

事務局：「適宜」だとすると、こちら側の都合で公表時期を選択できるという理由だったと思います。

委員：調査委員会が立ち上がるときに、どんな周知の仕方をしますかということによって決まるのではないか。

委員長：では、調査委員会により「定期的に報告する」ことでよろしいか。

委員：賛成。

事務局：第10条4項のただし書きの前の文章をどのようにするかです。

委員長：先程の説明では、代理人案をそのままただし書きの前にもってくるということではなかったか。それでよろしいか。

委員：賛成。

委員：公表の仕方に決まりはあるのか。

事務局：ホームページに載せているところもあるし、資料請求などもあったようです。市民が広く閲覧できるとなれば、やはりホームページに

載せるということが想定されます。

委員長：では、前段部分を代理人案に差し替えて、ただし書き以降は現行のままでもよろしいか。

委員：ただし書きからは現行のままということか。

委員長：代理人案をそのまま取り入れても問題はないのではないかな。では、代理人案でもよろしいか。

委員：賛成。

委員長：ここまで全体を通して質問・意見はありませんか。内容としては、ご遺族の意をくんで修正されたものとなった。よろしいか。

委員：はい。

委員長：次に、4月24日のご遺族側との協議後に要望書が届き、その中にアンケートについてのご要望があったので、意見を伺いたい。

委員：中学校の中間報告と教育委員会の中間報告は、ご遺族には見てもらっていますよね。

事務局：3月28日に学校で閲覧していただいています。

委員長：生徒へのアンケート調査は、今後の調査やプライバシー等の上から問題があると思っているが、中間報告についても同じ扱いにしなければならないのか。

委員：ご遺族は、アンケートも中間報告も一度は見ているのですよね。閲覧した上で写しが欲しいということは、もっと詳しく見たいということだと思うが、また閲覧はできると言っている訳ですよ。

事務局：閲覧はできると申し上げています。

委員：特定されてしまうことが考えられますね。

委員：中間報告はいつでも閲覧はできますのでと話して、理解してもらえないのではないかな。中身を見せないとやっている訳ではない。

教育長：調査及び検証前の資料は、文部科学省通知にあるように、外部への安易な提供や公表は避けるべきである。いじめ防止対策推進法にも調査委員会を設けて調査を行ったときは、必要な情報を適切に提供すると規定されている。また、アンケートについても、開示することを前もって生徒や保護者に説明したうえで調査するとされている。

委員長：写しを交付した場合、学校教育上支障をきたすことはないかな。

事務局：名前を消したとしても、その行為によって個人を特定することができます。

委員長：それぞれの項目について、具体的な理由を補充して回答するしかないのではないかな。今後は、どのように進めるのか。

事務局：本日、委員の皆様からいただいた意見を基に、文部科学省の方針を確認したうえで、ご遺族代理人に回答してまいります。

委員長：以上で、第2回天童市教育委員会協議会を終了する。